



「断裁機安全特別講習」受講者募集

断裁機安全特別講習を受けないと断裁機が操作できないことを知っていますか？

これは労働安全衛生法に基づき厚生労働省令に定められた安全特別教育規定に即して行われているもので、断裁機を扱う人が等しく受講して従事者資格を取らなければなりません。

違反した場合には「6ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」(労働安全衛生法第百十九条)という罰則規定もありますが、資格のないものが操作して、怪我などの事故を起こした場合には労働基準局による調査が行われ、最悪の場合には業務停止などの措置がなされる事も考えられます。

製本組合では従事者資格取得のため同教育を実施し、断裁機に従事する組合員及び従業員の全てが有資格者であることを目指します。

(講習修了者には特別教育修了証を交付します。)

会場	東京都製本工業組合	定員	15名
時間	9:00~17:00 2日間		

第4回	【日程】9月28日(土)・29日(日)【受講料】10,100円	締切 9月20日
第5回	【日程】10月16日(水)・17日(木)【受講料】7,100円	締切 10月4日

- ・受講料には、テキスト代が含まれております。
- ・先着順となります。定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。
- 原則1社1名ですが、空きがあれば受け付けます。事務局まで相談ください。
- ・従業員(雇用保険被保険者)事業主、専従者が受講できます。
- ・昼食は各自ご用意ください。
- ・マスク着用・アルコール消毒等、感染対策にご協力をお願いいたします。

◎下記申込書に記入し、組合本部までFAXにてお申込み下さい。詳細は申し込み後連絡いたします。

お問合せ及び申込書送付先 東京都製本工業組合 TEL03-5248-2451 Fax03-5248-2455 担当 比留間

講習名	第 回	断裁機安全特別講習	
貴社名		支部名	
連絡先	Tel ()	担当者	
	Fax ()		
フリガナ			
受講者名			